

議 事 録

会議名	平成30年度第1回寒川町固定資産評価審査員会会議		
開催日時	平成30年11月12日（月）13:25～14:15		
開催場所	寒川町役場分庁舎1階電算会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	委 員：鈴木、三澤、楠谷 事務局：野崎(総務部長)・三橋(総務課長)・高橋(総務課行政総務担当主査) 池田(税務課長)・鳥海(税務課資産税担当副主幹)・原(税務課資産税担当主任主事) 傍聴者数：なし		
議 題	第1号 委員長の選任について 第2号 職務代理者の指定について 第3号 路線価の算定方法について		
決定事項	第1号 鈴木委員を委員長に選任。 第2号 三澤委員を職務代理者に指定。 第3号は、決定事項なし。		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由 (一部非公開の場合を含む)	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	縦覧・閲覧 年度別件数 路線価の算定方法について 固定資産税評価のあらまし		

議 事 の 経 過

1. 開会 三橋総務課長

2. あいさつ 野崎総務部長

3. 議題

第1号 委員長の選任について

委員の互選により、鈴木委員を委員長に選任した。

第2号 職務代理者の指定について

鈴木委員長が三澤委員を職務代理者に指定した。

第3号 路線価の算定方法について

【説明】 税務課が資料に基づき説明した。

【質疑】(凡例) ※：委員 →：税務課

※ 評価額が固定資産税をかけるときの基準になるという理解でよいか。

→ 原則は、評価額が課税標準額であるが、平成6年度に評価額を地価公示価格の7割にするという決まりになった際に、評価額が跳ね上がったため、納税者の税負担を考慮し、課税標準額については段階的に上げる仕組みが設けられた。そのため、地価が下がっても課税標準額は上昇するという状況が続いていたが、最近では、評価額がイコール課税標準額となる土地が増えてきている。

※ 路線価格算定における格差は、何を基準に決めているのか。

→ 路線価算定基準を作成しており、その中で、例えば駅から100メートルから200メートル離れていたらマイナス1ポイントというように基準を決めている。

4. その他

特になし

5. 閉会 三橋総務課長